

2017年9月定例議会 討論

2017年9月27日

氏平 三穂子

日本共産党の氏平みほ子です。

私は今議会に提出された陳情2件および発議2件について委員長報告の通り決することに反対し、主なものについてその理由を述べます。

まず、陳情第42号「岡山県議会議員の政務活動費の領収書等の議会ホームページでの公開等を求めることについて」です。全国各地で政務活動費の違法・不正な使用が大問題になっています。行政の税金の使い方をチェックする議員が、自らの責任において支出する税金を、違法あるいは不正に支出することは絶対に許されることではありません。同時に、税金を支出する者の責務として、法や規則にのっとり厳正に支出していることを住民に知らせることが必要です。その点でインターネットを使つての公開は有益です。すでに富山県、三重県、大阪府、兵庫県、徳島県、高知県、大分県の各府県議会では実施されており、奈良県議会は2016年度交付分以降、宮城県、静岡県、鳥取県、島根県の県議会は2017年度交付分以降がイン

ターネットにて公開されることとなっています。岡山県議会でも早期の実施を求める立場から本陳情の採択を求めます。

次に、発議第 6 号「参議院議員選挙における合区の解消を求める意見書案」についてです。選挙制度改革を考える上で大事なのは、1 つは「一票の格差」是正であり、2 つめに多様な民意を正確に議席に反映させることです。昨年の参議院選挙でおこなわれた一部の県のみ「合区」は、数合わせの感が否めず、合区対象の県から「地方切り捨て」「地方軽視」など反発を招いています。人口減少が予想されているなか、今後もこのような形で制度改定がおこなわれれば、新たな合区が必要となります。したがって、合区の解消という点では、意見書案に賛同できますが、一方、都道府県単位となると「一票の格差」是正という点で困難となります。2012年に出された最高裁判決では2010年の参院選を「違憲状態」とし、「都道府県を参議院議員の選挙区の単位としなければならない憲法上の要請はない」「仕組み自体を見直すことが必要になるものと言わなければならない」と述べています。この点をふまえわが党は、2011年に当時の西岡武夫参院委員長が提示した「総定数を維持し、ブロックごとの比例代表で格差是正をはかる」という案をたたき台として議

論すべきであることを提起しています。合区の解消は必要ですが、格差是正と民意の反映を両立させる選挙制度改革を求める立場から本意見書案には反対します。

次に、発議第 7 号「森林整備のための安定した財源の確保につながる制度を早期に創設するよう求める意見書案」についてです。

国土面積の 67%を占める森林は、再生産可能な木材の供給とともに、中山間地域の維持と国土・環境の保全、水資源の涵養、生物多様性のなど国民生活に不可欠な役割をはたしています。また健全な森林の育成・管理は、CO₂の吸収・固定による地球温暖化防止への寄与など「低炭素社会」の実現にも欠かせません。一方、地方の山間部では、高齢化や人手不足で間伐など森林の手入れが行き届かず、森林だけでなく地域の荒廃が問題となっており、諸施策の抜本的な拡充が必要であることは言うまでもありません。

問題はその財源をどう確保するかです。森林を保全することは、国土の保全そのものであり、したがって国民の生存権保障と同様、一般財源から最優先して充てなければならないものです。いろいろ理由をつけて新たな増税に道を開こうというのは大間違いと言わなければなりません。リニア新幹線など大型開発、大企業への大判振

る舞いなど不要不急な事業を見直し、増大する防衛費についても規模の適正化をはかるなど、国・政府の責任で森林整備のための財源を確保すべきです。

また、地球温暖化防止対策としては、CO₂など温室効果ガスの排出削減につながる制度にするべきです。たとえば、経済活動や国民生活において削減目標を上回る排出量を、森林吸収量や木質バイオマスなどによるCO₂排出削減量に置き換える、カーボン・オフセット制度こそ本格的に導入するべきです。以上の点から本意見書案には反対します。

最後に、議第78号「農村地域工業等導入指定地域における県税の特例に関する条例を廃止する条例」について、賛成しますがひとこと意見を述べておきたいと思います。

この条例は、国において「農村地域工業等導入促進法（農工法）」が改定されたことによるものです。農工法は、農村地域に計画的な土地利用を行うことで工業などの立地を促進し、新たな雇用創出を支援することを目的としております。今回の改定では、農工法の導入対象業種の指定を廃止するとともに、農地の集団化をさらに促進することで「均衡ある発展」をめざすものとされています。しかし、

農地の集団化を優先することで、農業の強靱さの基盤である多様性が失われるとともに、大企業などの誘致を強化することになり、「均衡な発展」の条件が損なわれる懸念があります。

また、あわせて改定された「企業立地促進法」では、「地域経済牽引事業の促進」と、名称も目的も変更され、地域の雇用と経済の重要な担い手である産業集積の形成を切り捨て、支援の対象をわずか2000社に集中するとともに、これらの事業には条例による各種規制を緩和・撤廃もできることとなりました。これまで原則転用不可とされてきた優良農地の転用にも道を開くという大問題もはらんでいます。

特定企業の利益だけを優先する「不均衡な発展」ではなく、住民の命や暮らし、地域産業や環境保全こそ大切にしたい「均衡ある発展」をつくるためには、岡山県をはじめ市町村の果たす役割がますます重要になっていることを指摘し、討論を終わります。